

駐車違反に係る違反金未納自動車の継続検査等の受検を拒否する制度導入に関する各整備の意見に対する警察庁のスタンスについて

A振興会

- 違反をした使用者の車を売買等で取得した新使用者は旧使用者が車をどのように使用していたか把握のしようがないため受検拒否の内容を説明しても納得しないと思われるのでこのケースをどの様にされるのか。

回答

売買等によって使用者が変更した場合、新使用者は、旧使用者が違反金未納であることを理由として継続検査を拒否されるものではありません。

- 警察・運輸支局は受検拒否について直接使用者と対応するケースはまれであると思われるが、直接使用者と対応する整備業者は苦慮する事態が予想されるので、支局より発行される文書だけでなく人員(警察)の派遣等を行う考えはあるのでしょうか。

回答

継続検査等の拒否理由を受検者に説明するために警察関係者を各支局等に派遣することは考えておりませんが、警察からも継続検査等の拒否処分の正当性について説明する書面を用意するなど、放置違反金の納付に係る現場でのトラブルの防止・解決に努めることとしています。

- 指定整備を実施し、使用者に保安基準適合標章を交付した後、運輸支局に継続検査を申請した際、受検を拒否されると保安基準適合証の有効期間が切れるケースが起こり、再度点検整備を実施する必要が発生した場合何らかの対策がありますか。

回答

日整連から、このような事態を招かないようするため、事前に整備事業者が違反金未納車かどうかを簡便に照会することができるようなシステムを構築するよう要望を受けており、今後検討することとしています。

B 振興会

1. 反則金未納者一覧表を各県の警察本部より日報制等で各県の整備振興会に報告し、これを受けた各県の整備振興会がコンピューターにより管理し問い合わせがあった会員事業者に回答するシステムを構築できないか。但し、この場合に個人情報の漏洩問題はクリアができるのか。
整備振興会としては、会員事業者の負担軽減の基に事前に素早く解るシステム作りを要望したい。

回答

違反金未納者一覧表を警察より各県の整備振興会に提供することは、個人情報保護の観点から問題があると考えます。なお、日整連から事前に整備事業者が違反金未納車かどうかを簡便に照会することができるようなシステムを構築するよう要望を受けており、今後検討することとしています。

2. ユーザーより車検の依頼を受けた会員事業者は、手続きを開始して初めて反則金未納者であることが発覚する。

警察権限をもってしても反則金を納めないものが、車検の通らない自分の車の車検費用を支払うものは少ないと思われることから、会員事業者は泣き寝入りしなければならない。

また、レンタカー業者が車検を受ける際に反則金を肩代わりした場合、例え肩代わりであっても反則金についても国が違反者に請求することは出来ないだろうから、レンタカー業者が直接違反者に対して回収しなければならない破目になる。

国の督促にも応じない者からの回収は容易ではない。

こういう場合、車検費用について国からの補助費の支給の適用はうけられないかということと、レンタカーが車検を受けられない期間の休業補償問題等を要望したい。

回答

継続検査等を拒否する制度は、放置違反金の納付を確実に担保することによって使用者に感銘力を与え、もって放置駐車違反を抑止するための制度であり、駐車違反取締りの新制度を運用する上でぜひとも必要なものでありますので、整備事業者の方々にも御理解と御協力をいただきたいと考えております。

3.車検回数が3~4回になったような車歴の長い車などは、車検に出したが反則金未納で車検を拒否された。この場合拒否された者が、公道上を走行できないことから長期に渡り引取りにこないことが予測される。この場合引取られない車輌の保管を事業場では、どのような対応すれば良いのか。
国が回収してくれるのか。

回答

日整連から、このような事態を招かないようするため、事前に整備事業者が違反金未納車かどうかを簡便に照会することができるようなシステムを構築するよう要望を受けており、今後検討することとしています。

C 振興会

本県においては、全体的な概要としては、日整連第15-415号の文書の要望事項のとおりでよいとするが、違反金の納付を促す観点から特に、(1)については、使用者の免許証の一時的な取上げあるいは、ナンバープレートの没収等の措置を強化して頂きたい。

又、(5)については、自動車使用者及び整備事業者間のトラブル等を回避する目的から、あらゆる媒体を用いて広く、早期からPRすることはもちろんだが、自動車使用者である国民に対して、納得の得られるようなPR方法で周知されるよう特に上記二点をお願いしたい。

なお、(2)については、「違反金を支払わない限り、当該自動車は次回の継続検査等が受検できない」とあるが、継続検査等とは抹消および構造変更も含めた措置を講じて頂きたい。

回答

(1)については、法人たる使用者は免許証を持ち得ないこと等法制上の問題もあると考えておりますが、違反金の納付を促す方策につき引き続き検討することとしています。

(5)については、新制度の施行に向け、各種媒体を活用して国民に納得の得られるような広報啓発に努めるよう都道府県を指導することとしています。

(2)については、継続検査等の等には構造等変更検査が含まれています。なお、自動車検査は使用者の義務であるのに対して、抹消登録は所有者の義務とされていることから、これを自動車検査と同列に扱うことは、現段

階においては適当でないと考えます。

D 振興会

日整連の要望内容(6項目)に対して、警察庁の回答文書(平成16年2月3日付警察庁丙交企第12号)は、「引き続き検討します」、「県を指導します」…とか、現場サイドから見るとあてにできない内容であり、車両の保安基準適合性の判断・修理を第1の使命とする整備事業者を人の行為に係わる後始末まで…、説得するのは、納税証明書—重量税—フロン券—リサイクル料金(3ヵ年)と苦しい時期に又もやであり、なかなか大変だと思っております。

1.国交省の平成16年1月30日付(国自総第444号….)の回答文書によれば、「個人情報の保護に関する法律」第8条第1項の「法令に基づく場合」は……、国交省の職員が受験者(第3者)に伝えることは、法制的に問題ない」と警察庁の回答が出ています。

然らば、警察庁自身が今回の改正案(内容は承知いたしておりませんが)の中に、「駐車違反金未納付者等の処置規程」(新設)の中で、駐車違反の未納付者に再三の出頭及び違反料金納入の催促にも係わらず応じない時は、期限設定の上、逮捕並びに氏名及び登録(車両)番号、車台番号を公表する旨の法(省令)改正をすべきだと思います。

法改正までも必要とする事案か否かわかりませんが…、他省庁を活用(迷惑)の前に、自ら公権力(警察力)にて解決するべく努力をすべきと思います。

回答

違反金未納であることを理由として使用者を逮捕することはできません。また、違反金未納に係る情報は、犯罪である駐車違反に関連して保有する個人情報であることから、公表制度を設けることは適当でないと考えます。

2.上記1.によって、整備事業者等も適法のもと事前情報を得ることが出来、トラブルも減少するものと思います。

社会ルールを守る人、破る人のプライバシー保護も同じレベルで対応するには、社会正義が滅びる早道だと思います。

3.警察庁は、今回の改正法を導入するに当たり、使用者に納付を促す手段として、車検制度が不可欠であると考えておられますか、もし、上記1.が駄目

であれば一。

道路運送輸法上の車検拒否と同様程度の法律上の行為(与えるダメージ)と思われる次記対処策は、車検拒否に比し、第3者に与える迷惑程度は、著しく小さく、かつ、当人に対する効果は同等以上と考えられますので、1例として列記いたします。

- ①免許証更新の拒否 ○3~5年とスパンは長いがインパクトは絶大
○道交法
- ②車両の名義変更、番号変更、官轄変更等の拒否 ○第3者への影響は極めて小さい
○車両法
- ③自賠責保険（任意保険）契約の拒否 ○車検手続きと同時進行
○自賠法
- ④市町村における転出、転入届を始めとして、各官庁の各方面にわたる行政手続上的一切の拒否 ○パスポート発給
○海外出国
○婚姻届

※車両に責任はございません。運転者 or 使用者です。

回答

参考として承りました。

E 振興会

1.道交法違反による処罰は道交法の範囲で処理をお願いしたい。

回答

B 振興会意見2に対する回答を参照してください。

2.駐車違反の反則金を上げる等の罰則強化による違反減少を図るべきではないか。

回答

これまでも、数次にわたって反則金の額を引き上げることにより違法駐車の抑止を図ってまいりましたが、最近顕著となっている「逃げ得」の問題に対処し、違法駐車問題を抜本的に解決することを目指して、今回新た

に放置違反金制度を導入しようとするものです。

3.今回の改正案は整備事業者へ一方的に負担を強いるものであり、事業者の理解が得られない状況での制度導入には反対します。

回答

当初日整連から断固反対の要望を受けましたが、現在、日整連からは、運用面で整備事業者の負担を軽減するよう要望を受けています。

4.車検手続きはその大部分を自動車分解整備事業者等が行なっていることから、簡便な方法による確認が可能となるシステムの構築がされてから制度導入をお願いしたい。

回答

日整連よりその旨の要望を受けており、今後、整備事業者が事前に違反金未納車かどうかを簡便に照会することができるようなシステムの構築について検討することとしています。

5.警察庁丙交発第12号(1)の回答で違反金の納付を促す方策を検討するとあるが、継続検査が受検出来なくなると無車検走行が増加することが予想されることから無車検走行に対する罰則の強化を講じるべきではないか。

回答

日整連との協議の中でその旨の指摘を受けていますが、無車検車に対する取締りを厳しくすることとしています。

6.車検前に名義変更(登録番号等含む)を行なえばチェック機能が働かない等の問題が発生するのではないか。

回答

車検拒否を免れるために使用者の変更を仮装した場合には犯罪となります(刑法第157条第1項)。

7.新制度の施行に向け広報活動に努めるように都道府県を指導するとあるが、どのように指導するか具体的な回答を願いたい、また国民に対するPRを徹底する等制度の周知をお願いしたい。

回答

平成18年度からの施行ですので、周知方法等の詳細は今後検討することとしています。